

□令和4年度「あいさつ運動」啓発事業について

1 いいあいさつの日 桃色チラシ

毎月1日、11日、21日を「いいあいさつの日」として実施中の「いいあいさつの日」のあいさつ運動と継続実施。

2 強化週間 黄緑色チラシ

春 令和4年5月9日（月）～13日（金）

冬 令和4年11月28日（月）～12月2日（金）

（人権フェスタin丹波篠山に合わせて実施）

3 あいさつ運動啓発ポスター

募集：夏休みの課題の一つとして学校を通じ募集

対象：小中学生

入賞：部門毎（小学1年生～3年生の部、小学4年生～6年生の部、中学生の部）に優秀作品を選考し、第20回人権フェスタ in 丹波篠山メインイベントにおいて市長より表彰、記念品贈呈。

4 あいさつ運動市民委員会（年2回）

各種団体、各分野から幅広い提案をいただき、地域の盛り上がりによるあいさつ運動の展開をめざします。

○委員数：16名（自治会長会、まち協、PTA、青少協、…、公募委員等）

5 補助金 薄茶色チラシ

地域へあいさつ運動を広めるため、効果的な利活用に努める。

【予算】@30,000円×8団体+@15,000円×4グループ 【8月31日時点申請】4団体

- ・利用促進のため、令和4年1月から3月にかけて次のとおり周知
 - (1) 自治会、まちづくり協議会、PTA、老人クラブへ要綱等を郵送
 - (2) 市広報誌、ホームページ掲載
- ・令和4年6月に、自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、市内高等学校、学校（園）、PTAに再度周知文書を送付
- ・令和3年度に要綱改正をして、2人以上で活動されている小グループの方にも上限は15,000円だが、補助金の枠を広げている。

※平成30年度から春の強化週間にあわせて取り組んできた、市内小学校及び特別支援学校小学部の児童を対象とした「おはようカード」の取り組みは、学校現場と協議の上、取り組みの時間が確保しにくいとの理由から、令和3年度をもって廃止することとした。

令和4年度 あいさつ運動啓発事業 「春のあいさつ運動強化週間」実施報告

市民生活部人権推進課

1 あいさつ運動啓発事業 概要

「丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」に基づき、地域で培われてきたきずなを大切に、日常生活で互いの心をつなぎ相手を認め合う「あいさつ」の推進を図ります。

2 実施概要(実施期間:令和4年5月9日(月)~15日(日))

- (1) 平日朝の街頭あいさつ運動の取り組み
- (2) 市役所職員の取り組み
- (3) 地域へ広める取り組み

3 実績と効果

平日朝5日間、市内7カ所で行ったあいさつ運動で、市職員があいさつした人数は、およそ5,400人で、自治会、まちづくり協議会、老人クラブや生徒会など（申し込みがあったものや市実施箇所への参加されたものなど、市把握分。）の団体が参加されました。

また、期間中、市役所職員の取組については、4月13日政策会議並びに掲示板で周知し、各課に「あいさつリーダー」（全課で73人）をおき、いつも以上に意識して来庁者にあいさつを行うとともに、誰もが意欲的に仕事ができるよう、職員間でも積極的に「声かけ」を行いました。

職員はそれぞれが考えた「あいさつ運動行動宣言」を胸元に掲示し職務にあたるなど、引き続き一人ひとりが積極的な取り組みを行いました。

今後、冬のあいさつ運動強化週間に向けて市の広報紙やHPでさらに周知に努めます。

この取り組み以外にも、毎月1日、11日、21日に実施している「いいあいさつの日」のあいさつ運動に参加される団体や、曜日や日を決めて主体的に実施されている「あいさつ運動」もあり、「あいさつ運動の輪」が市内に広がっています。

4 周知・広報

広報紙掲載

4月号（3月18日発行）

市ホームページ掲載

人権推進課ブログ フォト@丹波篠山（5月9日掲載）

文書送付

自治会、まちづくり協議会、老人クラブ及び学校（園）、PTAなど（1月17日送付）

5 実施内容

内容	説明
<p>① 朝の取り組み 中止</p>	<p>○市内7カ所で、啓発のぼり旗を掲示し「あいさつ」の声かけを行った。</p> <p>(1)実施日 5月9日(月)から5月13日(金)まで</p> <p>(2)実施者 市民生活部 正職員 取組みに賛同する地域住民など</p> <p>(3)実施時間 7時40分から8時10分まで (JR篠山口駅7時から7時30分 今田交差点7時30分から8時)</p> <p>(4)実施箇所 小・中学生や高校生の通学路を中心に実施箇所を配置 JR篠山口駅 岡野小学校北交差点 日置北交差点 多紀小学校正門前 宮田交差点 味間認定こども園前 今田交差点(今田郵便局東側)</p> <p>(5)啓発資材 のぼり旗(14枚) ポール(14本)</p> <p>(6)その他 ・「あいさつ」した人数を、今後の取組箇所設定の参考とするために集計 ・本事業の主旨に賛同する職員への参加の呼びかけを行った。</p>
<p>② 市役所職員の 取り組み</p>	<p>○課ごとに「あいさつリーダー」をおき、いつも以上に意識して来庁者等へあいさつを行うとともに、だれもが意欲的に仕事ができるよう、課員間でも積極的に「声かけ」を行った。 ○職員がそれぞれ考えた「あいさつ行動宣言」を胸元に掲示し、職務を行った。</p> <p>(1)「あいさつリーダー」 ・課(所、局、館、支所)ごとに1名 ※消防本部、学校(園)を除く ※接遇推進員が兼務 ・リーダーは、「笑顔のあいさつリーダー」と書いてある腕章を着用</p> <p>(2)「あいさつ行動宣言」 色上質紙に左の図を印刷したものに、それぞれの職員が考えた行動宣言を記入し、胸元に掲示した。</p> <div data-bbox="491 1211 683 1355" data-label="Image"> </div> <p>(3)実施日 5月9日(月)から5月15日(日) まで ※閉庁日を除く</p>
<p>③ 地域へ広める 取り組み</p>	<p>○自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、学校・園、PTA、あいさつ運動参加事業所に参加をよびかけた。 ※のぼり旗貸出し実施</p> <p>(1)自治会 ・平日朝の実施場所において共同での取組み まちづくり協議会 ・自治会 まちづくり協議会等による独自の取組み呼びかけ 老人クラブ ※広報紙4月号に掲載 ※各会長宛てに周知文書 参加申込書(チラシ)送付</p> <p>(2)学校・園 平日朝の取組みに可能な範囲での参加の呼びかけ PTA ※依頼文書 参加申込書(チラシ)送付</p> <p>(3)あいさつ運動 平日朝の取組みに可能な範囲での参加の呼びかけ 参加事業所 ※依頼文書 参加申込書(チラシ)を啓発グッズとともに送付</p>